

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
所在地	山梨県甲府市若松町6-35
代表者名	理事長 平田 理
設立年月日	2005年4月1日
電話番号	055-223-8100

2. 法人の実施介護事業概要

①訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス） ②訪問看護、介護予防訪問看護
③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
⑤短期入所生活介護 ⑥小規模多機能型事業所 ⑦看護小規模多機能型居宅介護 ⑧特別養護老人ホーム
⑨グループホーム ⑩居宅介護支援

3. 訪問看護・介護予防訪問看護を実施する事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーションたんぼぼ
所在地 山梨県笛吹市御坂町八千蔵 538-1
事業所指定番号 1961890090
管理者・連絡先 遠藤 かおり 電話 055-263-0084
サービス提供地域 笛吹市・甲府市(ただし旧中道町・旧上九一色村)・山梨市
第三者評価の実施状況 なし

4. 事業所の職員体制等

管理者 1名
訪問看護職員 看護師 4名以上（管理者を含む）
リハビリ職員 理学・作業療法士等 1名以上（非常勤専任）

5. 営業日・営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分
休業日 日曜日、1月1日～1月3日
なお、利用者の状態によってはこの限りではありません。

6. サービス提供の主な内容とサービス提供方針等

看護師及びリハビリ職員は、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び全体的な日常生活動作の維持・機能回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、療養生活を支援します。（病状の観察・各種処置・清潔援助・リハビリ・生活指導等）

7. サービス利用にあたって留意事項

1) 訪問看護計画書・報告書の作成と交付

- ① 主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を提供します。
- ② 担当の介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」（「介護予防サービス計画」）にそって、主治医による訪問看護指示書および利用者一人ひとりの要望と日常生活全般の状況を踏まえた訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成してケアを行います。
- ③ 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）は、利用者または家族に説明し、同意を得た上で交付します。
- ④ 毎月、訪問看護報告書を作成し主治医へ送付します

2) サービス内容の変更

利用する曜日や内容の変更を希望される場合は、遠慮なく当事業所の管理者または看護師、担当の介護支援専門員および地域包括支援センター担当者にご相談下さい。

3) 理学療法士等による訪問看護

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりの訪問となります。

8. 利用者負担金・その他費用

〈医療保険〉

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、以下の通りとします。

基本利用料は、次の額を徴収します。

- 1) 高齢者の医療の確保に関する法律による訪問看護を提供した場合は、1回につき高齢者の医療の確保に関する法律に定める負担分
- 2) 医療保険各法による訪問看護を提供した場合は、1回につき医療保険各法に定める負担分

〈介護保険〉

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とします。

〈医療・介護共通〉

その他の費用として、料金表に掲げたものについては定めた料金を申し受けます。

9. 事故発生時の対応

訪問看護の実施中に事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、主治医、管理者に報告し、必要な措置を講じます。

10. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。

災害の状況によっては、訪問先から看護師等を避難させることがあります。

11. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

訪問看護サービスについてのご相談・苦情を承ります。

1) 相談・苦情窓口

〈窓口担当〉 所長 遠藤 かおり 電話：055-263-0084

当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課〉 電話：055-237-5473

〈笛吹市役所 介護保険課〉 電話：055-261-1903

〈山梨市役所 高齢者・介護支援課〉 電話：0553-22-1111

〈山梨県国民健康保険団体連合会〉 住所：甲府市蓬沢 1 丁目 15-35

相談窓口専用電話 電話：055-233-9201

(毎週水曜日 午前 9 時～午後 4 時)

2) 虐待防止相談窓口

〈訪問看護ステーションたんぽぽ〉

所長 遠藤 かおり 電話：055-263-0084

〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課〉 電話：055-237-5484

〈笛吹市役所 長寿支援課〉 電話：055-261-1907

〈山梨市役所 高齢者・介護支援課〉 電話：0553-23-0294

〈山梨県 健康長寿推進課〉 電話：055-223-1450

1 2. 禁止事項

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- 1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2) カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- 3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為。
- 4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為。

【説明確認欄】

サービス提供開始にあたり、利用者に対して料金表及び本書面により重要事項を説明しました。

年	月	日
〈所在地〉	山梨県甲府市若松町 6-35	
〈事業者〉	社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	
〈代表者名〉	理事長 平田 理	
〈説明者〉	訪問看護ステーションたんぽぽ	

私は料金表及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

(利用者)

〈住所〉

〈氏名〉

連帯保証人（家族代表）

〈住所〉

〈氏名〉

続柄：

2025 年 4 月 1 日改定